

改正

昭和60年3月31日いわき市規則第9号

平成元年3月30日いわき市教委規則第13号

平成5年3月31日いわき市規則第14号

平成15年3月31日いわき市規則第43号

平成16年7月13日いわき市規則第34号

平成17年7月12日いわき市規則第46号

平成17年10月20日いわき市規則第87号

平成21年2月19日いわき市規則第2号

平成31年3月29日いわき市規則第17号

令和3年8月12日いわき市規則第45号

令和4年7月1日いわき市規則第29号

いわき市コミュニティセンター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、いわき市コミュニティセンター条例（昭和59年いわき市条例第52号。以下「条例」という。）第20条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請)

第2条 条例第5条第1項の規定により使用の許可を受けようとする者は、コミュニティセンター使用許可申請書（第1号様式。以下「使用許可申請書」という。）により指定管理者に申請しなければならない。

2 前項の申請は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日（以下「受付開始日」という。）前には、行うことができない。ただし、指定管理者がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

(1) 集会施設 使用しようとする日の3箇月前の日

(2) 体育施設 使用しようとする日の2箇月前の日の属する月の初日

3 前項の規定にかかわらず、体育施設の使用の予約の申込は、別に定めるところにより、同項第2号に定める日前においても受け付けるものとする。

(使用の許可)

第3条 指定管理者は、いわき市内郷コミュニティセンター（以下「コミュニティセンター」という。）の使用（体育館の個人使用を除く。）の許可に当たっては、条例第6条各号に規定する不許可の事由に該当するものを除き、使用許可申請書の受理（受付開始日以後の使用の予約の受付を含む。）をした順序により許可するものとし、その受理が同時のときは、申請者による協議又は抽選の方法により許可するものとする。

2 指定管理者は、前項の規定により使用を許可したときは、コミュニティセンター使用許可書（第2号様式。第5条において「許可書」という。）を申請者に交付する。

（個人使用）

第4条 コミュニティセンターの体育館を個人使用しようとする者は、第2条第1項の規定にかかわらず、使用許可の申請に当たっては、使用許可申請書を省略することができる。

2 指定管理者は、個人使用を許可した場合は、体育館個人利用券（次条において「利用券」という。）を申請者に交付するものとする。

（許可書等の携帯）

第5条 コミュニティセンターの使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、コミュニティセンターを使用するに当たっては、許可書又は利用券を携帯し、係員から請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（使用料の減免の申請）

第6条 条例第8条第1項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、コミュニティセンター使用料減免申請書（第3号様式）により市長に申請しなければならない。

（使用料の返還）

第7条 条例第9条ただし書の規定に基づき、使用料を返還する場合は、次のとおりとする。

（1） 条例第10条第5号の規定に該当して、使用の条件を変更し、又は使用を停止させ、若しくは許可を取り消した場合

（2） 災害等使用者の責めに帰さない理由により使用できなくなつた場合

2 前項第2号の規定に該当して使用料の返還を受けようとする者は、コミュニティセンター使用料返還申請書（第4号様式）により市長に申請しなければならない。

（毀損又は滅失の届出）

第8条 使用者は、施設又は設備・器具を毀損し、又は滅失したときは、直ちにコミュニティセンター施設・設備・器具毀損（滅失）届（第5号様式）により市長に届け出なければならない。

（指定管理者指定申請書等）

第9条 条例第14条の申請書は、指定管理者指定申請書（第6号様式。以下「指定申請書」という。）によるものとする。

2 条例第14条の市長が規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 定款その他の基本約款
- (2) 組織、沿革その他事業の概要を記載した書類
- (3) 代表者の経歴書及び役員名簿
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 前項の規定にかかわらず、市長が必要がないと認めるときは、同項各号に掲げる書類の提出の全部又は一部を省略させることができる。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和59年12月1日から施行する。

附 則（昭和60年3月31日いわき市規則第9号）

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（平成元年3月30日いわき市教委規則第13号）

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成5年3月31日いわき市規則第14号）

1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。

2 この規則の施行前に作成された帳票等で残存するものについては、当分の間、必要な調整をして引き続き使用することができる。

附 則（平成15年3月31日いわき市規則第43号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年7月13日いわき市規則第34号）

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成17年7月12日いわき市規則第46号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第4条第1項の改正規定（「を受理した」を「の受理（使用の予約の受付を含む。）をした」に改める部分に限る。）、第9条を第10条とし、第8条の次に1条を加える改正規定及び第6号様式の次に1様式を加える改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年10月20日いわき市規則第87号）

この規則は、平成17年10月21日から施行する。

附 則（平成21年2月19日いわき市規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月29日いわき市規則第17号）

- 1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に作成された帳票で残存するものについては、当分の間、必要な調整をして引き続き使用することができる。

附 則（令和3年8月12日いわき市規則第45号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年7月1日いわき市規則第29号）

この規則は、公布の日から施行する。